

平成30年4月1日

尾北支部 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 佐藤 友泰

お 知 ら せ

(江南市の治水グループ関係)

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

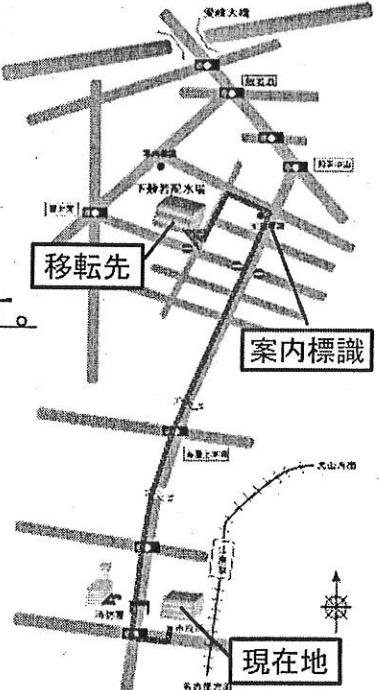
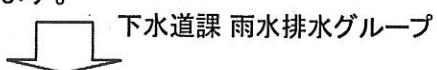
さて、江南市「土木課治水グループ」より市役所内の組織変更により、下記の通り「下水道課雨水排水グループ」として下般若配水場（水道課のある建物）2階に移転した旨の連絡がございました。これに伴い雨水関係及び特定都市河川の申請の受付、建築（開発）許可・農地転用許可申請の際の持ち回りにつきましても変更がございますのでご留意ください。

平成30年4月1日に、「土木課 治水グループ」は
「下水道課 雨水排水グループ」となり、
「下般若配水場」に移転いたしました。

・「土木課 治水グループ」で行っていた各種業務について
→「下般若配水場」2階の下水道課 雨水排水グループで行っています。

- 例 · 雨水貯留浸透施設設置費・浸水防止施設設置費補助関連
- 特定都市河川浸水被害対策法申請書類受付・江南市雨水流出抑制基準関連
- 持ち回り(都市計画法許可・農地転用許可等)
※希望者については、必要書類(位置図・公図・排水経路図等)を事前にFAXで送信していただければ、説明等をいたします。

・「下般若配水場」について
→「下般若配水場」は市役所の西側に面した市道を北上した場所にあります。(住所:江南市般若町中山146番地)
右の案内図をご参考に、ご来庁ください。
お手数をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。



● 雨水関係(貯留浸透、浸水防止)や特定都市河川に関する申請等、これまで市役所3階の土木課治水グループが取り扱っていた業務は、全て下般若配水場(水道課のある建物)2階の下水道課雨水排水グループが担当します。

● 都市計画法許可(建築許可、開発許可)・農地転用許可申請時の持ち回りの取扱い

1. 原則

申請前に下般若配水場に移転した下水道課雨水排水グループで確認を受ける。

2. 持ち回りに代えて、事前にFAXで協議する場合

①別紙、FAX送信票に必要事項を記載し、添付資料と共に送信する。

②FAX送信をした後、担当者と申請内容について電話で確認する。

③許可に添付する持ち回りの書類には、電話で確認した内容を該当する欄に記載し、欄外に確認した日と担当者名を記載する。

<留意点>

*FAX送信する場合は、できるだけ事前に送信の連絡を入れておくこと。

*添付する書類は、FAX送信票と同じA4サイズに縮小してよい。

*都市計画法許可と農地法許可の同時申請の場合は、重複する添付書類は1部でよい。

*あきらかに新川流域外の場合は、添付書類について予め電話で相談する。

*500m²を超える案件や、一連の開発区域の一部に相当するケースは、必ず事前相談を行って下さい。

*不明な点は、下水道課雨水排水グループにお問い合わせ下さい。

*書式等は支部ホームページにアップしますので、ご利用下さい。

下水道課雨水排水G

宛

年 月 日

TEL 0587-54-1111(内線372・371)
FAX 0587-53-3514

送信者

※申請者又は
代理人

住所

氏名

連絡先

以下の内容について調査をお願いします。

都市計画法関連

1. 確認用記入事項

申請者名			
申請地			
申請地面積	m ²	申請地地目	
隣接する 土地の開発	する	しない	雨水貯留 浸透施設 計画あり

2. 添付資料(内容確認用資料)

- ・位置図
- ・公図
- ・宅内の排水経路図
- ・申請地の面積がわかる書類

雨水貯留浸透施設 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法	設置検討: 検討済 ・ 未検討(指導済) 新川流域: 内 ・ 外 ↓ 雨水浸透阻害行為面積: 雨水浸透阻害行為: 該当(申請中 ・ 許可済 ・ 未申請) ・ 非該当
---	--

農地法関連

1. 確認用記入事項

譲受人		譲渡人	
申請地			
申請地面積	m ²	転用目的	
隣接する 土地の開発	する	しない	申請済み

2. 添付資料(内容確認用資料)

- ・許可申請書又は届出書
- ・位置図
- ・公図

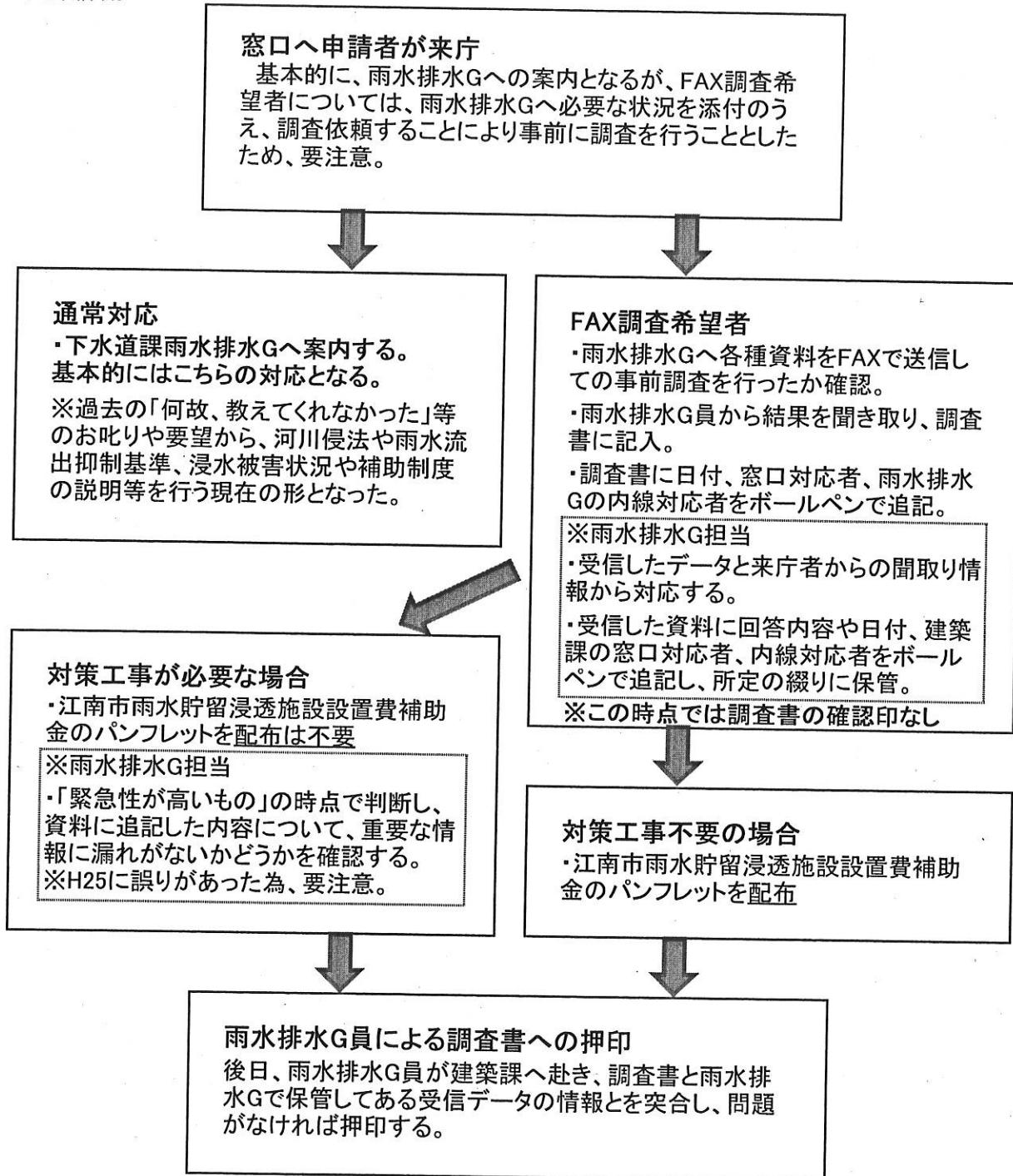
下 水 道 課 雨 水 排 水 G 下般若配水場	特定都市河川浸水被害対策法 新川流域: 内 ・ 外 ↓ 雨水浸透阻害行為面積: 雨水浸透阻害行為: 該当(申請中 ・ 許可済 ・ 未申請) ・ 非該当
--------------------------------	---

※この調査の添付資料と提出資料に相違があった時、または、判断材料となる資料がなく、調査結果に相違が生じる時には、この調査結果が無効となる場合があることを了承します。

回答日	回答者	窓口
/	印	印

持ち回りフローチャート(内部向け)

建築課用



窓口へ申請者が来庁

基本的に、雨水排水Gへの案内となるが、FAX調査希望者については、雨水排水Gへ必要な状況を添付のうえ、調査依頼することにより事前に調査を行うこととしたため、要注意。

通常対応

- ・下水道課雨水排水Gへ案内する。
基本的にはこちらの対応となる。
※過去の「何故、教えてくれなかつた」等のお叱りや要望から、河川侵法や雨水流出抑制基準、浸水被害状況や補助制度の説明等を行う現在の形となった。

FAX調査希望者

- ・雨水排水Gへ各種資料をFAXで送信しての事前調査を行ったか確認。
- ・雨水排水G員から結果を聞き取り、調査書に記入。
- ・調査書に日付、窓口対応者、雨水排水Gの内線対応者をボールペンで追記。

※雨水排水G担当

- ・受信したデータと来庁者からの聞き取り情報から対応する。
- ・受信した資料に回答内容や日付、農政課の窓口対応者、内線対応者をボールペンで追記し、所定の綴りに保管。

※この時点では調査書の確認印なし

特定都市河川浸水被害対策法許可関連の事前受付簿記入(一宮建設事務所提出用)

- ・新川流域内で農地転用を行う場合、県に報告を行う必要があるため、雨水排水グループに受付番号を確認し、事前受付簿に必要事項を記入をしてもらう。また、報告時に提出する必要があるため、位置図及び公図のコピーをとらせてもらう(位置図には受付番号を記入)。
※受付簿を記入してもらっている最中に地図をコピーしていくと効率が良い。

※雨水排水G員が調査書に押印する際に回収します。

雨水排水G員による調査書への押印

後日、雨水排水G員が農政課へ赴き、調査書と雨水排水Gで保管してある受信データの情報を突合し、問題がなければ押印する。